

防府市社会教育委員専門部会設置要綱

平成21年11月1日制定

(目的)

第1条 社会教育委員の会議を円滑に進めるため、社会教育委員の会議の中に、専門部会（以下「専門部会」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 家庭教育力向上のための具体的な支援策に関する事。
- (2) 地域教育力活性化のための具体的支援策に関する事。
- (3) その他生涯学習を推進する上で必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 専門部会は、社会教育委員で構成する。

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長を各1名置き、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 専門部会は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。